

年 月 日

様

椎葉村長

椎葉村移住支援金の交付決定（却下）通知書

年 月 日付けで交付申請のあった椎葉村移住支援金については、椎葉村移住支援金交付要綱の規定に基づき、次のとおり決定（却下）しましたのでお知らせいたします。

1 交付決定額 _____ 円

2 交付決定に付した条件

- (1) 椎葉村移住支援金交付要綱及び宮崎県移住支援事業・マッチング支援事業実施要領を遵守すること。
- (2) 椎葉村移住支援金に関する報告及び現地調査について、宮崎県及び椎葉村から求められたときは、それに応じること。
- (3) 申請及び届出内容に変更が生じたとき、又は移住支援金の返還要件に該当するときは、変更等届出書（様式第 6 号）により直ちに届け出るとともに、返還請求を受けたときは速やかに返還すること。
- (4) 申請内容に虚偽その他不正があった場合及び椎葉村移住支援金に関する報告及び現地調査に応じない場合、移住支援金の交付取り消し及び返還請求を行うことがある。

3 却下の場合、その理由